

介護保険福祉用具購入費受領委任払い申請に関する概要

1 事業者登録について

受領委任払い方式による購入（販売）は、市と承諾書を交わしている事業者のみ認めます。受領委任払い方式による販売を予定している事業者は、下記書類を添えて、あらかじめ事業者登録をしてください。

申請書類：

介護保険福祉用具購入費受領委任払事業者登録申請書（様式第1号）

② 受領委任払方式による支給申請の流れ

① 受領委任方式で購入（販売）する場合は、購入（販売）前に、下記の書類を添えて市への事前申請してください

申請書類：

- 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任承認申請書（様式2号）
- 特定福祉用具販売計画、又は「特定介護予防福祉用具販売計画」の写し
- 購入（販売）予定の福祉用具の見積書
- 購入（販売）予定の福祉用具のカタログ

②市が申請書類を確認後、申請書の写しに確認印を押したものを事業者にお返しします。

③購入（販売）後に、下記の書類を添えて支給申請をしてください。

申請書類：

- 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（様式3号）
- 領収書の写し